

えにわ多文化共生推進市民会議設置要綱

(設置)

第1条 日本人も外国人も暮らしやすい多文化共生のまちの実現に向け、多文化共生について、市民、有識者等から広く意見を徴収するために、えにわ多文化共生推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 多文化共生の推進施策に関すること。
- (2) 多文化共生の方針に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 市民会議は、有識者、一般公募、市内の市民団体及び事業者から推薦された委員をもって組織する。

2 市民会議の委員は、20名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の事務が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員が互選する。
- 3 座長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長は、市民会議を招集し会議の議長となる。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 市民会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 事務局は、会議に関する資料、情報等の提供を行うとともに、会議の会議録を作成する。

(事務局)

第7条 市民会議の事務局は、恵庭市企画振興部企画課に置く。

(報償及び費用弁償)

第8条 委員に対する報償及び費用弁償は無償とする。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年3月23日から実施する。

(有効期限)

2 この要綱は、第2条の事務が終了した日をもって、その効力を失う。